移住学生補助金に関する誓約書

　移住学生補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

１　移住学生補助金に関する報告及び立入調査について、茅野市から求められた場合には、それに応じます。

２　茅野市就職・移住学生支援事業補助金交付要綱第10条に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める額を返還します。

1. 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合　交付を受けた移住学生補助金の全額に相当する額
2. （在学中に交通費を申請する場合）交付申請日から１年以内に移住学生補助金の要件を満たす内定先の企業への就業を行わなかった場合　交付を受けた移住学生補助金の全額に相当する額
3. （在学中に交通費を申請する場合）交付申請日から１年以内に茅野市に転入しなかった場合　交付を受けた移住学生補助金の全額に相当する額
4. 就業開始日から１年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から３カ月以内に別表第４の就業に関する区分のいずれにも該当する職に就いた場合を除く。）　交付を受けた移住学生補助金の全額に相当する額
5. 茅野市外に転出した期間が、茅野市への転入日、企業等への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から３年未満である場合　交付を受けた移住学生補助金の全額に相当する額
6. 茅野市外に転出した期間が、茅野市への転入日、企業等への就業開始日又は交付申請日のいずれか遅い日から３年以上５年以内である場合　交付を受けた移住学生補助金の半額に相当する額

　※就業先の倒産、災害、病気、その他やむを得ない事情があるものとして茅野市が認めた場合はこの限りではない。

　　　　年　　月　　日

（宛先）茅野市長

交付申請者住所

氏名